

「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく 施策の取組状況について

令和5年7月
広島県

自己評価

◎:順調、○:概ね順調、△:やや遅れ、✖:遅れ

「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく施策の取組状況について

I 被害の軽減・回復に向けた支援		II 担当所属	
(1)心身に受けた影響からの回復【14条】		【第14条】県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講じるものとする。	警察本部 健康福祉局 教育委員会
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施等 公認心理師、臨床心理士等の資格を有する被害者支援カウンセラーやカウンセリング技能を有する警察職員による、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。また、外部の精神科医、公認心理師、臨床心理士等と連携し、犯罪被害者等が希望した場合、適切なカウンセリングが受けられるよう配慮します。	○警察職員によるカウンセリング ・被害者支援カウンセラー及び少年育成官が、犯罪被害者等に対する支援を実施した。 ○外部専門家との連携 ・外部の精神科医等と連携し、犯罪被害者等が希望した場合、適切なカウンセリングが受けられるよう引き継ぎを行った。	◎
イ	県立総合精神保健福祉センターにおける相談の実施 県立総合精神保健福祉センターにおける相談支援の一環として、心の悩みを抱える犯罪被害者等の相談を実施します。	・心の悩みを抱える犯罪被害者等の相談を実施した。 (来所相談：延べ3件、電話相談：延べ10件)	○
ウ	子ども家庭センターにおける支援 子ども家庭センターに、児童心理司、保健師、弁護士、医師等を配置し、子供に対する丁寧なアセスメントやケアを実施するほか、配偶者からの暴力による被害者の心理カウンセリング等の支援を実施します。	・配偶者からの暴力による被害者の心理カウンセリング等の支援を実施した。(支援件数：7件)	△
エ	学校における教育相談の実施 学校における教育相談の一環として、スクールカウンセラー等が、犯罪被害者等となった児童生徒を対象に相談を実施します。	・児童生徒からの相談に対して、スクールカウンセラー等が相談に対応した。 ・令和4年度 いじめ、暴力行為を理由とした相談件数 (小学校：54件、中学校：206件、高等学校：16件)	○
評価			
ア・イ・エ	被害の状況及びニーズに応じて適切な支援(相談対応・情報提供など)を行い、被害からの早期回復に貢献した。生徒指導上の諸課題に係る理由別相談件数(いじめ、暴力行為)の内、解決事案数は136件であり、効果的な相談活動を行うことができている。		
ウ	配偶者からの暴力による被害者に対する心理カウンセリングについて、短い一時保護中において本人希望がない場合に実施につなげにくい状況がある。		
令和5年度の取組			
ア・イ・エ	令和4年度の取組を継続する。		
ウ	配偶者からの暴力による被害者に対し、心理士等による見立てを実施し、心理カウンセリングが必要な被害者を適切にカウンセリングに繋げる。		
(2)生活基盤の確保 ①経済的負担の軽減【13条】		【第13条】県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。	環境県民局 警察本部
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	医療費等の公費負担制度の適切な運用等 身体犯被害者の診断書料、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用等の医療費等やカウンセリング費用等の公費負担制度について、適切に運用します。	・性被害ワンストップセンターひろしまにおける相談で、専門的支援を実施し、医療費やカウンセリングについて公費負担を実施した。 (医療費負担：33件、カウンセリング：11件) ・警察において身体犯被害者の診断書料、性犯罪被害者の緊急避妊等の医療費等やカウンセリング費用等の公費負担制度を適切に運用した。また、公費負担制度を適切に運用するため、専科及び研修会等において教養した。	○
イ	性犯罪・性暴力被害に係る法律相談費用の支援 性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、相談者の法律相談費用の負担軽減に向けた支援を実施します。	・性被害ワンストップセンターひろしまにおける弁護士相談の公費負担を実施した。(弁護士相談支援件数：33件)	◎
ウ	二次被害の防止・軽減に必要な費用の支援 社会的な関心の高い事件の犯罪被害者等に対し、二次被害の防止・軽減に必要な費用の負担軽減に向けた支援を実施します。	・故意の犯罪行為により重大な被害を負った者やその家族のうち報道機関による取材への対応等を弁護士に委嘱した者に対し、二次被害の防止・軽減支援金を支給した。(件数 非公開)	◎
エ	犯罪被害給付金の早期裁定等 犯罪被害給付金について、支給に係る裁定を迅速かつ適切に実施することで、早期の支給に資するとともに、各種広報媒体等を活用した周知や対象事件の犯罪被害者等への教示を徹底します。	・支給に係る裁定を迅速かつ適切に実施することで、早期の支給に資するとともに、各種広報媒体等を活用した周知や対象事件の犯罪被害者等への教示を徹底した。	○
評価			
ア・イ	身体犯被害者の診断書料、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用等の医療費等やカウンセリング費用等及び法的支援が必要な相談者に対する公費負担を適切に実施した。医療・カウンセリング・法的支援は、原則1回の負担であるが、複数回となる可能性もあるため、実態を確認する必要がある。		
ウ	二次被害防止・軽減支援金の申請にあたり、関係機関と連携し、市町が実施する経済的支援等について同一場所で一緒に申請を受理できるようにするなど、相談者の負担を軽減するよう工夫を実施した。		
エ	対象事件の犯罪被害者等への教示を徹底したことにより、早期の支給に資するとともに、犯罪被害者等の経済的負担軽減に貢献した。		
令和5年度の取組			
ア・イ	令和4年度の取組を継続するとともに、必要に応じて公費負担制度の見直しを検討する。		
ウ・エ	令和4年度の取組を継続する。		

1被害の軽減・回復に向けた支援		II担当所属	
②居住の安定【16条】		【第16条】 県は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講じるものとする。	土木建築局 警察本部
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	県営住宅への優先入居 犯罪被害者等が、県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率の優遇を実施します。	・県営住宅入居者募集に係る「申込のしおり」に、犯罪被害者に係る当選率の優遇について記載し、申込整理票に欄を設けている。 (申込件数:0件)	○
イ	県営住宅への一時入居 犯罪被害者等が、犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった場合に、公募によらず提供可能住宅への入居を許可します。	・犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった被害者に対しては、住宅の提供も案内することとしている。 (問合せ件数:0件)	○
ウ	住宅セーフティネット制度に基づく支援の実施 住宅セーフティネット制度における居住支援協議会や居住支援法人による住居のマッチング支援等を実施します。	・犯罪被害者等からの住居相談に対し、居住支援法人とのマッチングを行った。(相談件数:1件)	○
エ	居住場所の確保に向けた公費負担制度の適切な運用 緊急避難場所の確保に要する費用や自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニング費用の公費負担制度について、適切に運用します。	・犯罪被害者等の安全確保、負担軽減及び犯罪被害者等の支援を図るため、居住場所確保に向けた公費負担制度を拡充したほか、適切に運用した。	◎
評価			
ア・イ・ウ	県営住宅の優先入居、一時入居の対応ができる体制となっており、住宅セーフティネット制度についても、適切に対応できている。住宅セーフティネット制度については、居住支援協議会において取り組んでいる相談窓口設置等の取組について、さらに広く周知する必要がある。		
エ	個々事案ごとに、公費負担制度の運用を検討し、犯罪被害者等の安全確保を最優先に、的確な犯罪被害者等の支援を実施した結果、犯罪被害者の精神的及び経済的な負担軽減に貢献した。		
令和5年度の取組			
ア・イ	令和4年度の取組を継続する。		
ウ	居住支援協議会等の活動を通じて更なる住宅セーフティネット制度の周知を図る。		
エ	犯罪被害者等の安全確保を最優先に、公費負担制度を活用し、適切な緊急避難場所を確保する。		
③雇用の安定【17条】		【第17条】 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講じるものとする。	環境県民局
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	事業者に対する啓発活動の実施 事業者を対象に、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための啓発活動を実施します。	・事業者に対する啓発活動については、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等を支えるためにできることを掲載したリーフレットを犯罪被害者等早期援助団体の会員及び賛助会員(約350社)に送付した。	△
評価			
ア	事業者に対する啓発活動については、リーフレットの送付に留まっており、理解を深める啓発に至っていない。		
令和5年度の取組			
ア	犯罪被害者等の支援の必要性について、事業主に理解を深めてもらえるよう、広報担当の部署と連携した犯罪被害者等支援の啓発活動を検討する。		
③安全の確保【15条】		【第15条】 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。	健康福祉局 警察本部
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	関連法令に基づく一時保護、施設の入所による保護の適切な実施 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)」、「児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)」等に基づく一時保護、施設の入所による保護を適切に実施します。	・配偶者からの暴力による被害者等の一時保護を実施した。 (新規一時保護件数:84件、うち暴力(DV)逃避:57件) ・市町が実施する配偶者からの暴力による被害者の一時的避難に係る費用の補助を実施した。(費用補助:1件)	◎
イ	再被害防止に向けた情報の提供、防犯指導等 同一の加害者による再度の被害(再被害)の恐れのある犯罪被害者等を対象に、刑事司法関係機関と連携して、再被害の防止に資する情報を提供するとともに、自主警戒の方法の教示等の防犯指導や緊急通報装置の貸与等の再被害防止措置を実施します。	・他県からの再被害防止措置の協力依頼について、関係所属と情報を密にして対応した。 ・継続中の再被害防止措置につき、今後の対応について関係所属と情報共有を行った。	◎
ウ	犯罪被害者に関する情報の保護 犯罪被害者の氏名の公表にあたっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に勘案して、適切な発表内容となるよう配慮します。	・犯罪被害に関して報道に提供する資料については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容を行った。	○
評価			
ア・イ・ウ	それぞれの取組において、適切に対応した。		
令和5年度の取組			
ア	DV被害者等一時保護委託先を拡充する。		
イ・ウ	令和4年度の取組を継続する。		

I 被害の軽減・回復に向けた支援		II 担当所属	
(4) 法的手続への適切な関与 ① 損害賠償の請求についての援助等【12条】		【第12条】 県は、損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供等必要な施策を講じるものとする。	警察本部
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	損害賠償請求制度等の周知 損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した冊子・パンフレット等を作成し、配布します。	・刑事事件及び交通事故に関する「被害者の手引」について、改訂版を作成し、犯罪被害者等に配布した。	◎
評価			
ア	全警察署に「被害者の手引」を備え付け、殺人、重傷傷害、性犯罪等の犯罪被害者等及び交通事故死亡事故遺族等に対して手交し、被害者支援制度等の情報提供を行うとともに、県警ホームページに「被害者の手引」を掲載し、広く周知した。		
令和5年度の取組			
ア	令和4年度の取組を継続する。		
② 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等【18条】		【第18条】 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等必要な施策を講じるものとする。	警察本部
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	刑事に関する手続の提供 刑事に関する手続その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による支援制度等について紹介したパンフレット（「被害者の手引」）等を作成し、犯罪被害者等へ配布します。また、外国人の犯罪被害者等にも適切に情報が提供できるよう「被害者の手引」について、外国語版を作成し、配布します。	・刑事事件及び交通事故に関する「被害者の手引」について、改訂版を作成し、犯罪被害者等に配布した。 ・また、外国語版「被害者の手引」のデータを組織共有し、必要に応じて印刷して使用している。	○
イ	捜査に関する情報の提供等 犯罪被害者等への連絡のための責任者と担当者を指定し、捜査への支障等を勘案しつつ、捜査状況等の情報を提供するよう努めます。	・犯罪被害者等に対して、捜査に支障のない範囲において、捜査状況等の情報提供を実施した。	○
評価			
ア	全警察署に「被害者の手引」を備え付け、殺人、重傷傷害、性犯罪等の犯罪被害者等及び交通事故死亡事故遺族等に対して手交し、部内外の被害者支援制度について積極的に教示するとともに、県警ホームページに「被害者の手引」を掲載し、広く周知した。		
イ	犯罪被害者等への連絡を行う責任者及び担当者を事件ごとに定め、窓口の一本化に努めるとともに、犯罪被害者等に対し、適切な時期に積極的な情報提供を行った。		
令和5年度の取組			
ア・イ	令和4年度の取組を継続する。令和5年度中に「被害者の手引」を改訂するとともに、犯罪被害者等への情報提供を適切に実施するため、引き続き捜査員への指導等を徹底する。		
③ 保護、捜査等の過程における配慮等【19条】		【第19条】 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講じるものとする。	警察本部
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	研修の充実等 採用時、昇任時等に、犯罪被害者等支援の意義に関する研修や犯罪被害者等早期援助団体との連携等に関する研修、犯罪被害者等による講演等を実施します。	・採用時教養、昇任時教養、研修会、各種専科及び任用科において、被害者等支援の意義や犯罪被害者等の特性、女性被害者等を始めとする犯罪被害者等に配慮した捜査活動の在り方や被害者等支援における留意事項等についての授業を行った。 ・採用時教養等で、犯罪被害者等遺族による講演会を実施した。	◎
イ	被害児童の事情聴取に係る研修 被害児童からの事情聴取に関する警察官の技能向上に向けた研修を実施します。	・事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、信用度の高い供述を確保しつつ、被害児童の負担軽減に配慮するための聴取方法に関する研修を実施した。 ・専科教養等において客観的聴取技法に関する講義を行った。 ・心理学の専門家を招き、捜査員に対して、知的・発達障害を有する者（児童を含む。）の特性のほか、これらの者に対する事情聴取上の留意点等に関する教養を実施した。	○
ウ	警察学校等における研修 警察学校等において、性犯罪被害者や障害者の特性に関して専門的知見を有する講師による研修を実施します。	・採用時教養、各種専科、研修等において、専門的知見を有する講師等により、障害のある人及び性犯罪被害者等への配慮等に関する教養を実施した。	○
エ	性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進します。	・警察署において刑事課に女性警察官を配置する取組を推進した。刑事課に女性警察官が配置できなかった警察署に対しては、署内関係課で連携し、性犯罪認知時には速やかに被害者が希望する性別の警察官を確保するよう指導した。	○
オ	被害児童からの事情聴取における配慮 被害児童からの事情聴取にあたっては、検察庁、警察、子ども家庭センター等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を実施し、関係機関の代表者が事情聴取を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮します。	・被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、事案認知後、早い段階から、検察庁、児童相談所等の関係機関と協議を行い、被害児童に配慮した取組を推進した。 代表者聴取についての教養を積極的に実施した。	○
評価			
ア・イ・ウ	専門的知識を有する講師の講義やロールプレイによる実践的研修の実施により、知識や技能の向上を図り、理解を深めた。「イ」の被害児童の事情聴取においては、指導者の要請や研修回数の増加など検討の余地がある。		
エ	被害者が希望する性別の警察官が対応したことにより、性犯罪被害者の負担が軽減した。		
オ	関係機関の連携により被害児童等の負担軽減が図られた。また、職員の教養により、関係職員をレベルアップすることができた。		
令和5年度の取組			
ア・イ・ウ	令和4年度の取組を継続する。 「イ」の被害児童に係る研修では、知的・発達障害のある者に限らず、被害児童等の事情聴取に特化した指導教養を実施する。 「ウ」の警察学校における研修では、前年度講師に加え、性犯罪被害者を招いての講演会を開催する。		
エ	性犯罪担当係員、女性に限定することなく、全警察職員が性犯罪被害者に対し適切な対応ができるよう、各種教養により実務能力の向上を図る。		
オ	令和4年度の取組を継続し、関係機関との連携を強化する。 代表者聴取が関係する刑事訴訟法が改正される見込みであるため、被害児童等に対する代表者聴取の教養とともに、代表者聴取前の初期対応方法についての教養も実施していく。		

**「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく
施策の取組状況について**

2必要な支援にアクセスしやすい環境の整備		II 担当所属	
(1)相談、情報の提供等【11条】	【第11条】 県は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。	県境県民局 警察本部	
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	犯罪被害者等を対象とした総合相談の実施 犯罪被害者等早期援助団体と連携し、犯罪被害者等を対象とした総合相談窓口において、犯罪被害者等の抱える問題の聞き取り、医療・福祉に関する制度を含む必要な支援制度や関係機関等に関する情報の提供等を実施するとともに、関係機関等への付き添い支援を実施します。	・犯罪被害者等早期援助団体に、犯罪被害に係る電話相談及び保健医療・福祉サービスの利用促進に係る業務を委託し、相談者が必要とする支援制度の情報提供や関係機関等への付き添いが円滑に実施されるよう環境を整備した。 (電話相談:445件、保健医療・福祉サービス利用促進:4件)	○
イ	性犯罪・性暴力被害者を対象とした総合相談の実施 性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、性犯罪・性暴力被害者の抱える問題等の聞き取り、医療機関や弁護士等の情報の提供等を実施するとともに、医療機関や弁護士事務所等への付き添い支援を実施します。	・性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、24時間、365日、電話相談を開設するとともに、必要に応じ、医療や法的支援などの専門的支援を実施した。(新規電話相談:277件 新規面接相談:99件(うち59件 専門的支援を実施))	◎
ウ	ハンドブックの作成 犯罪被害者等支援を行う関係機関等による支援の内容や連絡先などの情報を掲載したハンドブックを作成し、関係機関等に配布します。	・犯罪被害者等支援ハンドブックは、犯罪被害者等支援を行う関係機関等の情報を更新するとともに、有識者に意見聴取を行い最新の情報で見やすい構成となるように取り組んだ。改訂したハンドブックをホームページへ掲載した。	◎
エ	警察における被害相談の実施 警察の被害相談窓口において犯罪被害者等から受理した相談について、関係機関・団体と連携し、適切な支援を実施します。	・専門の被害相談窓口において、犯罪被害者等から受理した相談について、各警察署、関係機関・団体と連携し早期事案対応を行うとともに、適切な支援を実施した。	◎
オ	地域の警察官による訪問・連絡活動の実施 地域の警察官によって、犯罪被害者等に対し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、警察に対する要望・相談の聴取等の訪問・連絡活動を実施します。	・捜査部門との緊密な連携を図り、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、必要に応じて個別訪問・連絡を行い、警察に対する要望・相談の聴取等を行った。	○
カ	警察職員による事件直後の支援 あらかじめ指定された被害者支援に係る警察職員(被害者支援員)によって、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、助言・指導、情報の提供等を実施します。	・事件発生直後から、被害者支援員等による犯罪被害者等への付添い、助言・指導、情報の提供等の直接支援を実施した。	○
評価			
ア・イ・エ	相談窓口において、警察署や関係機関・団体と連携し、個々のケースに応じた必要な支援を行い、早期の事案対応を行い、被害からの回復に貢献した。 「ア」においては、保健医療・福祉サービスについて想定より利用回数が少なくなっており、今後の状況に応じ取組を検討する必要がある。		
ウ・オ・カ	犯罪被害者等支援ハンドブックの作成、地域の警察官による、訪問・連絡活動及び警察職員による事件直後の支援について、取組を推進している。 ホームページにできるだけ最新の情報が届けられるよう、適宜見直す必要がある。 事件発生直後から、被害者支援員等による犯罪被害者等への直接支援により、犯罪被害者の精神的な負担軽減に努めた。		
令和5年度の取組			
ア・ウ	令和4年度の取組を継続するとともに、必要に応じて見直し等を行う。		
イ・エ・オ・カ	令和4年度の取組を継続する。		

2必要な支援にアクセスしやすい環境の整備		II 担当所属	
(2)被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援【23案】	【第23条】 県は、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、被害を認識するための啓発活動、被害について相談しやすい環境づくりその他の必要な施策を講じるものとする。	環境県民局 健康福祉局 警察本部 教育委員会	
取組の方向性		令和4年度取組	自己評価
ア	児童虐待に関する相談支援 児童虐待の防止や通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル等の普及啓発を行うとともに、こども家庭センターの機能強化や、市町の取組支援等を実施します。	・児童虐待防止推進月間(11月)のオレンジリボンキャンペーンによる広報啓発の実施 ・SNS相談支援事業の開始(令和5年2月～、相談件数5件) ・こども家庭センター職員及び市町職員、民生児童委員等に対する研修の実施 ・市町の要保護児童対策地域協議会への外部有識者派遣(14件)	○
イ	被害少年等が相談しやすい環境の整備等 被害少年等を対象に、電話相談や電子メールによる相談を実施するとともに、相談窓口のSNS等を通じた周知を実施します。	・被害少年等を対象に、ヤングテレホン広島やヤングメール、少年サポートセンターの相談電話による相談を実施するとともに、関係機関・団体のリーフレットやデジタル広告等を通じて周知を実施した。	◎
ウ	障害者虐待に関する相談支援 障害者虐待の防止や通報義務、相談窓口等について、県民や事業者等への普及啓発を行うとともに、市町や事業者等を対象とした研修を開催します。	・虐待の種類と対応の仕方についての講義、具体的事例を用いたワーク(市町向け)研修を実施した。 ・施設・事業所における虐待事案とそのマネジメント、虐待が疑われる事案への対応(事業者向け)の研修を配信により実施した。 (開催日:令和5年1月4日～1/31、youtubeによる開催 1693名閲覧)	◎
エ	高齢者虐待に関する相談支援 高齢者虐待の防止や通報義務、相談窓口等について、県民や介護施設等への普及啓発を実施するとともに、市町や地域包括支援センター等を対象に研修を開催します。	・関係者を対象に研修を実施した。 高齢者虐待対応研修(市町・地域包括支援センター対象) 3回 高齢者虐待防止研修(施設管理者・従業員、在宅高齢者支援者対象) 4回	◎
オ	性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境の整備 性被害ワンストップセンターひろしまにおいて、性犯罪・性暴力被害に係る相談を24時間365日対応します。	・性被害ワンストップセンターひろしまを24時間365日電話相談に応じる体制で運営した。東部、北部、西部それぞれの地域で対応できる相談員を確保し、相談しやすい環境の整備に努めた。 ・令和4年11月から全国共通の電話相談ダイヤルの通話料無料化が開始され、ホームページ等による周知を図った。	◎
カ	子供の性犯罪・性暴力被害に関する啓発活動の実施 子供を対象に、リーフレットを配布すること等により、自らの性犯罪・性暴力被害に気付くことを促すとともに、相談窓口の認知度を高める啓発活動を実施します。	・県内の中学1年生及び小学5、6年生全員に性被害ワンストップセンターひろしまの相談窓口を周知するリーフレットを配布した。 ・犯罪防止教室などにおけるチラシやリーフレットの配布や、県警ホームページに性被害防止に係る内容を掲載するなどの広報啓発を実施した。	○
キ	子供を対象とした加害者・被害者にならないための教育 子供を対象に、発達段階に配慮しながら、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者とならないための教育を実施します。	・県内の小・中・高等学校において、児童・生徒を対象に性犯罪に係る犯罪防止教室を実施した。 小学校 85回、中学校 104回、高等学校51回 ・子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、文部科学省が推進する「生命の安全教育」について、校長会や生徒指導主事研修等を通じて周知を行ったことにより、全県立学校の内、8割の学校が、授業や教育課程内外の様々な活動、各校が設置している各種相談窓口の周知などを通して、「生命の安全教育」を実施している。	◎ △
ク	行政職員や学校警察関係者を対象とした子供の性犯罪性暴力被害に対する啓発 子供の健全育成に係る行政職員や学校・警察関係者等を対象に、子供の性犯罪・性暴力被害に対する理解と取組の必要性に対する認識を高めるための啓発活動を実施します。	・警察本部、市町関係者等に対し、研修会や会議の場を通じて、性被害ワンストップセンターひろしまの取組等について説明した。また、学校関係者に対し、ワンストップセンターひろしまの相談員が性被害に関すること及び性被害者等からの相談にあった際の対応の仕方などの説明会を開催した。 ・子供の性被害の背景や特性を理解し、性被害予防教育の必要性に対する認識を高めるため、専科教養等や少年育成官研修をはじめ、教養資料の活用により、警察職員に対し教養を行うなど、啓発活動を実施した。 ・文部科学省通知「成年年齢引き下げに伴う性暴力被害の予防に関する周知について」、「アダルトビデオ出演強要問題緊急対策パッケージについて」、「自撮り被害防止啓発資料の配付に係る協力について」を令和4年4月に全県立学校に通知した。	○
ケ	医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進 警察への届出等を躊躇している性犯罪被害者が、医療機関等で証拠資料が適切に採取されるよう、採取・保管に必要な資機材の整備等を実施します。	・証拠資料採取マニュアルに基づき、医療機関等で証拠採取された資料を性被害ワンストップセンターひろしまで適切に保管した。 ・警察への届出等を躊躇している性犯罪被害者が医療機関を受診した場合に備えて、1医療機関に証拠採取キットの整備を試行することができた。	○
コ	配偶者による暴力被害に関する相談支援 こども家庭センターのDV対応部門の更なる専門性の強化を図り、こども家庭センター職員による市町のDV対応部門への助言や支援を実施します。	・相談体制を強化した。 休日・夜間電話相談を実施した。(対応件数:1,259件) 相談員の資質向上のための専門研修等の充実を図った。(令和4年度2回実施) ・市町への配偶者暴力相談支援センター設置促進のための取組を実施した。 令和4年度市町職員等を対象とした配偶者暴力相談支援センターの設置や業務についての説明会を開催した。(令和4年10月開催)	△

評価	
ア・イ・カ	ホームページやイベントを活用した広報、リーフレットによる広報当により、相談窓口の普及啓発を図った。 児童虐待については、SNSを活用した相談支援事業を開始し、児童や保護者が相談できる窓口を増やした。 性被害ワストップセンターひろしまのリーフレットについては、新たに小学校高学年向けのものを作成し、配布した。
ウ・エ・ク	障害者虐待、高齢者虐待に関する相談支援については、関係者への研修を実施し、理解促進を図った。 子供の性犯罪・性暴力被害に関しては、警察、行政機関等職員を対象とした研修等で理解促進を図った。
オ・コ	性被害ワストップセンターひろしまを運営し、相談しやすい環境を整えた。 配偶者による暴力被害に関する相談体制の充実に努めているが、相談先の周知等はリーフレット、ホームページでの広報が中心であり、今後、相談先の周知に取り組む必要がある。
キ	犯罪防止教室については、学齢及び発達段階に配慮して実施した。 生命の安全教育については、引き続き、各校が実態に応じて実施できているが、その内容を研修、協議会等で共有し、効果的な実施につなげていく必要がある。
ケ	1医療機関に証拠採取キットの整備を試行したが、運用実績なし。 平成27年の試行運用開始以降、運用実績がないことを受け、実効性のある方法への転換に向けて、産婦人科医等と協議した。
令和5年度の取組	
ア～カ・ク	令和4年度の取組を継続する。
キ	犯罪防止教室を継続して実施するとともに、児童館などでの講話等を実施する。 生命の安全教育の実施に係る調査を行い、各校の実態把握を行うとともに研修、協議会等で共有し、取組の充実を図る。
ケ	医療機関への証拠採取キットの配備試行を廃止し、警察への届出等を躊躇している性犯罪被害者が医療機関を受診した場合の対応について、医療機関が被害者の意向に沿って、性被害ワストップセンターひろしま又は警察に連絡する方法へと転換する。
コ	市町の配偶者暴力相談支援センター設置促進 休日・夜間電話相談の相談時間の拡大 (R4まで)休日10時～17時→(R5)10時～18時 配偶者暴力による被害者の相談先の周知

**「犯罪被害者等支援に関する取組方針」に基づく
施策の取組状況について**

3 社会参画の理解促進・支援基盤の強化			II 担当所属
(1) 県民等の理解促進【20条】	第20条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害が生じることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じるものとする。	環境県民局 警察本部	
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	犯罪被害者週間における啓発活動の実施 毎年11月25日から12月1日までが期間の「犯罪被害者週間」において、犯罪被害者等の置かれている状況、条例基本理念等への理解促進を内容とした街頭キャンペーン、講演会等の啓発活動を実施します。	・公益社団法人広島被害者支援センター等と共催で、犯罪被害者等支援週間において、講演会を実施した。講演参加者 約100名 コロナ感染症拡大防止の観点から街頭キャンペーンは中止した。 ・犯罪被害者週間中、ラジオ、県警ホームページ、SNS、メールマガジン、ミニ広報紙での情報発信、県広報課を經由した商業施設への啓発チラシの配架、デジタルサイネージ配信、免許センターが発行する領収書を活用した広報など、多様な広報媒体を活用した広報啓発活動を行った。	○
イ	中学生・高校生等を対象とした啓発活動の実施 教育委員会等と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等による命の大切さを学ぶ教室や命の大切さに関する自らの考え等を表現した作文のコンクールを実施します。	・教育委員会等と連携し、中学生・高校生等を中心とした、命の大切さを学ぶ教室を開催し、「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール(警察庁主催)への応募を働き掛けた。 ・県内応募総数 中学生の部472編、高校生の部18編	◎
評価			
ア	コロナ禍により街頭キャンペーンが実施できなかったが、講演会を規模を縮小して開催するとともに、多様な広報媒体を活用し、広報啓発活動を行った。 県民の理解促進を図るため、デジタルを活用した広報など、更なる啓発に努める必要がある。		
イ	教育委員会等と連携し、中学、高校、大学で命の大切さを学ぶ教室を開催した。 教育委員会への依頼や県警ホームページ及びSNS等での広報により、「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの応募を働き掛け、多数の応募があった。		
令和5年度の取組			
ア・イ	令和4年の取組を継続する。「ア」について、犯罪被害者週間において、4年ぶりに街頭キャンペーンを開催する。		
(2) 支援基盤の強化 ① 推進体制の整備【8条】	【第8条】 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。	環境県民局 警察本部	
取組の方向性		令和4年度の取組	自己評価
ア	条例に基づく施策の推進 関係機関等で構成する会議等において、条例に基づく施策の進捗状況に対する意見聴取や、情報共有等を実施します。	・条例施行初年度であるため、令和4年度は施策の進捗状況のとりまとめは見送った。 担当所属のみ取りまとめ、情報共有を実施した。	○
イ	会議等の開催による情報共有 犯罪被害者等支援に関する市町主管課長会議の開催等により、県と市町との情報共有や、市町への助言、支援を実施します。	・市町主管課長会議を開催し、県と市町における条例や条例に基づく施策等についての情報共有を実施した。(令和4年7月開催)	○
ウ	支援活動の推進 犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等により構成される「広島県被害者支援連絡協議会」を開催し、被害者のニーズに対応した支援活動を推進します。	・犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等により構成される広島県被害者支援連絡協議会総会及び研究会を開催し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を推進できるよう連携を図った。	○
評価			
ア	令和4年度は条例施行初年度であったため、実施していない。		
イ・ウ	取組の方向性に沿って、取組を推進し、情報共有及び関係機関・団体の連携を図った。		
令和5年度の取組			
ア	令和4年度からの取組の状況を取りまとめ、有識者に意見聴取を行い、公表する。		
イ・ウ	令和4年度の取組を継続する。		

3 社会参画の理解促進・支援基盤の強化		II 担当所属		
②人材の育成【21条】		【第21条】 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。		
		環境県民局 健康福祉局 警察本部 教育委員会		
取組の方向性		令和4年度の取組		自己評価
ア	行政職員等を対象とした研修の実施 行政職員等を対象に、犯罪被害者等が置かれている状況等に関する理解を促進するための研修を実施します。	・犯罪被害者等支援を担当する県、市町、関係機関の職員を対象とした犯罪被害者等支援研修を実施した。 第1回 犯罪被害者等の講演会 参加者 96名 第2回 犯罪被害者・家族の理解と支援のポイントの講義 参加者 33名		◎
イ	児童虐待の早期発見・早期対応のための研修等の実施 行政職員、警察職員及び教職員を対象に、児童虐待の早期発見等に資する研修等を実施します。	・子ども家庭センター主催で児童相談所職員、市町職員を対象とした児童福祉司任用に係る研修を開催した。(令和4年5月～令和5年2月) ・市町の関係課会議や家庭児童相談員の研修で行政説明を実施した(4、6、9月) ・地域ごとに県警本部や所管署との連絡会議を実施した(西部7月、東部6月、北部6月) ・幼稚園の新任教員、中堅教員の研修に子ども家庭センター職員を派遣した(各年1回) ・警察職員に対する児童虐待の早期発見等に資する研修を実施し、児童虐待に関する専門的知識・技能の向上に努めた。 ・年3回のスクールソーシャルワーカー連絡協議会及び年2回の生徒指導主事研修において、児童虐待及び早期発見等に係る研修を実施した。		○
評価				
ア・イ	各種会議、研修において、関係機関が連携し、理解促進を図った。犯罪被害者支援に携わる可能性のある、学校の養護教諭なども研修対象に含める必要がある。児童虐待については、警察職員の更なる対応力向上に努める必要がある。教育現場では、個々の事案に対して学校がチームとして取り組むために、各校の実践事例を収集し、議論等を交わす場面の設定が必要である。			
令和5年度の取組				
ア	令和4年度の取組を継続する。犯罪被害者支援研修について心理系の大学生及び養護教諭等、参加対象を拡大し実施する。			
イ	令和4年度の取組を継続する。教育委員会における研修会及び協議会等で、具体的な事例等を用いた内容で構成しながら、児童虐待の早期発見等に係る内容の研修を実施し、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組が推進できるようにする。			
③民間支援団体に対する支援【22条】		第22条 県は、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じるものとする。		警察本部
取組の方向性		令和4年度の取組		自己評価
ア	犯罪被害者等早期援助団体への情報の提供等 犯罪被害者等早期援助団体による支援が、全国的な水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報の提供等を実施します。	・犯罪被害者等早期援助団体による支援が、全国的な水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報の提供等を実施した。		◎
評価				
ア	各種研修会のほか教養資料を発出し、教養を実施したことにより、本制度について警察職員の理解を深めるとともに、犯罪被害者の心情等に配慮した適切な情報提供を推進し、犯罪被害者の精神的な負担を軽減できた。			
令和5年度の取組				
ア	令和4年度の取組を継続する。			
④重大事案における支援【24条】		第24条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、県、市町、民間支援団体その他関係機関による支援体制の整備その他の必要な施策を講じるものとする。		環境県民局 警察本部 教育委員会
取組の方向性		令和4年度の取組		自己評価
ア	重大事案発生時のマニュアル整備等 必要な支援を途切れることなく提供できるよう、関係機関による対応等を整理したマニュアルの整備等を実施します。	・重大事案発生時においても、必要な支援を途切れることなく提供できるよう、関係機関(69機関)による対応等を整理したマニュアルの整備等を実施した。 ・「自殺・死亡事故」「災害」「犯罪予告」「非違行為」など、児童生徒の命に関わる事案等の緊急事態が発生した際の適切な初動及び事後対応などを定めた、「クライシスマネジメント・マニュアル」を作成し、学校で危機管理を具体的に実行するために必要な計画及び手順等を整理した。(運用の在り方は調整中)		○
評価				
ア	取組の方向性に沿ってマニュアルの整備を行った。実際に発生した際に混乱をしないよう、シミュレーションを重ね、危機発生時に被害を最小限に抑えるための対応ができる手立てを講じていく必要がある。知見を積み重ね適宜見直しを図る必要がある。			
令和5年度の取組				
ア	令和4年度の取組を推進し、更なる知見を積み重ね、マニュアルを適宜改訂する。			